

令和3年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成について  
(全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象機器 以下の期間までに新規で導入した、次の(1)～(2)に掲げるもの。  
令和3年4月1日～令和4年1月末日  
(1) エアヒータ  
(2) 車載用バッテリー式冷房装置  
※別紙、助成対象機器一覧を参照。
3. 申請受付期間 令和3年6月1日～令和4年2月4日午後5時必着  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成)  
(1) 令和3年度アイドリングストップ支援機器導入促進助成実績報告書  
(2) アイドリングストップ支援機器導入一覧表  
(3) 機器単価の記載がある請求書のコピー  
※リースの場合は、機器単価の記載がある見積書のコピー  
(4) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー  
※リースの場合は、リース契約書のコピー  
※割賦の場合は、割賦販売契約書のコピー
5. 助成金額 機器の価格(消費税を除く)の1/2として、上限6万円。  
※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては交付しない。
6. その他 機器の処分制限期間は6年とする。